

福岡市中央区における妊娠早期からの支援  
(妊娠届出時の専門職による全妊婦面談を開始して)

福岡市中央区保健福祉センター健康課

○木下 朋美, 勝田 文子, 永山 雅代, 園田 英理, 大野 隆真, 衣笠 有紀

はじめに

福岡市は昭和 35 年から、産科医療機関の協力により、市内の産科医療機関から妊婦へ母子健康手帳等の交付を行ってきた。平成 28 年に母子保健法が改正され、福岡市では、母子保健及び子育て支援に関する業務を行っている各区保健福祉センターの健康課、地域保健福祉課、子育て支援課に子育て世代包括支援センターを設置した。健康課では、新たに母子保健相談員（助産師または保健師の専門職）を配置し、平成 29 年 7 月から母子健康手帳等の交付を開始した。母子保健相談員による全妊婦との面談と母子健康手帳交付の開始から半年を振り返り、みえてきた課題や、都市部における妊娠初期からの支援について検討した。

【用語の定義】

特定妊婦の定義：出産後の子どもの養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦。

I 福岡市中央区の特徴

中央区は福岡市の中心部に位置し、九州最大の商業地域である天神を擁する。面積は 7 区の中で最も小さく、人口密度は最も高い。平成 29 年 12 月の人口は 197106 人、平成 27 年の出生は 1744 人、出生率は 33.0 である。近年、新しいマンションの建設が相次ぎ、子育て世代の流入も多い。平成 28 年度の妊娠届出数は 1981 件、母子手帳交付数は 2015 件であり、慣れない土地で、育児支援者が少ない中、子育てをしている人も多い。中央区は共同住宅に住んでいる世帯が 91.8%と市内で最も多い。4 か月児健診の結果からも、93.9%の世帯が共同住宅に住んでおり、その内 8.4%の世帯が 11~14 階、1.5%の世帯が 15 階以上の高層階に住んでいることがわかった。4 か月児健診の育児設問の結果から、気分の落ち込みがある人が 6.4 ポイント、育児疲れがある人

が 2.6 ポイント高層階に住む人が低層階に住む人より多かった。

II 支援状況

① 母子健康手帳交付時の支援

平成 29 年 7 月より、これまで産科医療機関等で交付していた母子健康手帳等を母子保健相談員がすべての妊婦等と面談を行い、アンケートを実施したうえで交付している。母子健康手帳の交付は窓口での交付と、月 2 回、母子健康手帳の交付にマタニティ講話を併せて実施している。マタニティ講話では、助産師が妊娠期の過ごし方や注意点の話をし、管理栄養士が栄養指導を行っている。マタニティ講話への参加者は、4~6 人/回であり、参加者が少ない状況である。

母子健康手帳交付時の面談は、アンケートの内容に沿って行い、妊婦の状況を把握している。アンケートの内容は、嗜好品、健康状態、妊娠出産の状況、相談者や支援者の有無等、経済状況、妊娠がわかった時の気持ちである。妊娠時の気持ちも様々で、「とても嬉しかった」以外にチェックがある場合は、どのように妊娠に対して感じているか等二次設問をし、確認している。また、妊娠期から参加できる事業や医療機関、産後のサポートについて情報提供も行っている。妊婦からは、「話を聞いてもらえて楽になった。」「情報を知ることができて安心した。」などの意見がある。

心身の状態や社会・経済面など様々な課題を抱えた妊婦については、随時関係部署へつないでいる。平成 29 年 7 月~12 月で妊娠届出時に把握した特定妊婦は 48 人であった（表 1）。また、特定妊婦ほどリスクは高くないが、妊娠への戸惑いや不安がある妊婦や表情が暗いなど、母子健康手帳交付後の経過確認が必要と思われる妊婦は 17 人把握し、母子保健相談員が電話によるフォローを行い、状況把握や

相談、指導を行っている。（表 1）

	特定妊婦	電話フォロー者
把握件数	48	17
経済的問題	14	4
若年	8	1
精神疾患	13	5
DV	1	1
支援者不足	3	7
シングル	22	5
外国人	4	0
双胎	3	0
合併症	1	0
その他	9	3

② 医療機関との連携による支援

福岡市では平成 24 年 8 月から、虐待の予防強化を目的とした産科医療機関と行政が連携した妊娠時期からの支援モデル事業を開始した。モデル事業開始後、産科医療機関から受理した情報提供書数は年々増加し、妊娠期からの支援が充実してきた。中央区が平成 28 年度に受理した妊婦の情報提供書は 34 件であった。情報提供書の内容としては、シングル 15 件、経済的問題 14 件、精神疾患が 8 件と多かった。シングルの妊婦は、経済的問題や若年など、問題を重複して持っていた。（表 2）

産科医療機関から情報提供があった妊婦は、地域保健福祉課の担当保健師につなぎ、支援を行っている。平成 29 年 4 月~12 月に受理した情報提供書数は 31 件で（表 2）、健康課で母子健康手帳を交付するようになってからも、産科医療機関から受理した情報提供書数はこれまでとほぼ変わっておらず、医療機関と引き続き連携して支援が行えている。

表 2) 産科医療機関からの情報提供書

	H28年度	H29年4月 ~12月
受理件数	34	31
不安	4	1
経済的問題	14	10
若年	6	5
精神疾患	8	8
DV	2	1
支援者不足	7	17
シングル	15	13
外国人	6	3
不妊治療	1	0
双胎	0	3
合併症	1	2

III 考察

平成 29 年 7 月から、母子健康手帳交付時に全妊婦と面談を行うようになり、母子保健相談員が早期に妊婦と関わっている。妊娠中は、妊婦は精神的に不安定な状態になりやすく、特に妊娠初期は不安が強い。不安をいつまでも抱えることは、対児感情へも悪影響を及ぼすことがある。妊娠届出時にニーズに沿った面談を行い、妊娠早期から支援を行うことで、妊婦の抱える問題を放置することなく、早期に解決するよう多方面から働きかけ、安心して子育て期を迎えられるような対応力がもとめられている。

中央区は転出入者や共同住宅に住む核家族が多いという特徴がある。母子健康手帳交付時に把握したリスクとしても支援者不足の問題は多い。慣れない土地で、出産・育児に関する情報や支援者が少ないことは、妊婦の不安につながり、育児を困難にする要因になる。妊婦に保健福祉センターが相談窓口であることを認識してもらい、妊娠期から参加できる事業等を積極的に勧奨することが大切と考える。

保健福祉センターで母子健康手帳を交付する以前は、特定妊婦の把握は医療機関からの情報提供からであった。保健福祉センターで母子健康手帳交付時に母子保健相談員が面談することで、リスクのある妊婦を早期に把握し、支援につなげることができるようになった。また、特定妊婦ではないが、妊娠経過を確認し、状況に応じて支援を行う必要がある妊婦を把握し、母子保健相談員がフォローすることができるようになった。

妊娠期から子育て期に至るまでの切れ目ない支援を行い、周産期うつ病リスクの軽減、新生児訪問・4 か月児健診時の育児不安や育児疲れの減少につなげる必要がある。安定した状態で育児ができる環境が整えられ、育児困難に陥ることなく、健やかに生活できる方が増えることを目指したい。